

長崎都市計画地区計画の変更

(時津町決定)

都市計画坂口地区計画を次のように変更する。

名 称	坂口地区計画
位 置	西彼杵郡時津町左底郷字坂口、浦郷字蔵本地内
面 積	約 4.9ha
地 区 計 画 の 目 標	当地区は、時津町の中心部に隣接しており、国道206号の沿線でもあることから、交通利便性の優れた地区である。このため、商業の振興と地域の発展を図りながら、建築物等の規制により、商業系市街地として、周辺と調和した環境の形成を図ることを目標とする。
区域の整備、開発及び保全に関する方針	『公共施設等の維持、保全の方針』 当地区は、再開発等促進区の区域として土地利用の転換が図られ、あわせて道路、公園等の整備が完了している。これらの公共施設等については、機能及び環境がそこなわれないよう今後とも維持、保全を図る。 『建築物等の整備の方針』 1) 当地区にふさわしくない特定の用途の制限を行う。 2) 周辺の操業環境に配慮して建物を配置する。 3) 駐車施設については、交通状況等を勘案して、適正な規模を整備するとともに、出入口を適切に配置する。また、自転車利用についても、自転車駐車を確保する。 4) 商業業務施設等の出入口・通路・階段等については、高齢者や身体障害者等の利用に配慮する。 5) 海に面した箇所について、安全対策を行う。 6) うるおいのある空間を創出するため、植栽を行う。 7) 立地を活かした構成とし、地域の景観に配慮した構造とする。
主要な公共施設の配置及び規模	遊歩道 延長 約670m 幅員 3m 緑 地 面積 約800㎡

地区整備計画に関する事項	地区施設の配置及び規模		取付け道路 幅員 10 m 延長 約 15 m
	地区の区分	地区の名称	坂口地区
		地区の面積	約 4.9 ha
	建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 1) 建築基準法別表第2 (ち) 項に掲げるもの 2) 住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿 3) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 4) ホテル又は旅館 5) マージャン屋、ぱちんこ屋 6) 畜舎
	建築物の容積率の最高限度		10分の30
	建築物の建ぺい率の最高限度		10分の6
	建築物等の形態又は意匠の制限		屋外広告物は、周辺環境に十分配慮したものと する。
	備 考		

「区域は計画図表示のとおり」

理 由 当地区の大規模な土地と立地性を活かし、再開発等促進区を定めた地区計画による誘導により、商業施設の立地といった土地利用の転換が図られたことから、周辺環境との調和を図りながら、まちの中心と一体となった潤いとにぎわいのあるまちづくりに資し、良好な市街地形成を保全するために、地区計画の変更を行おうとするもの。